第二回和歌山市動物愛護管理連絡協議会

１．日時　　　令和3年3月19日（金）13：30～15：00

２．場所　　　市役所7階　記者会見室

３．出席者　　協議会

和歌山県獣医師会　会長　玉井公宏

　　和歌山市臨床獣医師　会長　川村哲夫

　　和歌山県動物愛護推進協議会　委員　石田千晴

　　動物教材研究所pocket　主宰　松本朱美

　　NPO法人With Dog　代表　徳丸希和

　　NPO法人ワンニャン会　代表　中本宣子

　　城下町にゃんこの会　代表代理　生田弘子

　　さんくすすまいるTEAMわかやま　代表　西平都紀子

和歌山市長　尾花正啓

　　事務局　　　健康局　局長　佐伯正季

　　　　　　　　健康推進部　部長　濱野吉淳

　　　　　　　　生活保健課　課長　金澤祐子

　　　　　　　　生活保健課　副課長　木野善夫

　　　　　　　　生活保健課　動物愛護管理センター長　廣岡貴之

　　　　　　　　生活保健課　動物愛護管理センター　企画員　太田裕元

　　　　　　　　生活保健課　動物愛護管理センター　事務主任　山西功二

　　傍聴者　2名

４．内容

（１）市長挨拶

皆様こんにちは

本日は第二回目の会議ということで、委員の皆様方には年度末の大変ご多忙中にも関わらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年9月に発生しましたガバメントクラウドファンディングの問題で、和歌山市の動物愛護に対する信用、また信頼は本当に大きく失墜してしまいました。

また動物愛護に関わる皆様方にも、大変なご迷惑をおかけすることになってしまいました。

和歌山市としても、これから一からの気持ちでスタートしていこうということで、昨年からこの協議会を通じてですね、できるだけ皆様方のご意見をお聞きして、そして動物愛護にむけて動物たちが幸せに暮らせるように、そして不幸な動物たちをうまないような対策をしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

私は第一回目には出席できていないですけども、第一回目のこういう決定、対応等についての説明、そしてまた第二回目ということですので、ぜひご忌憚のない意見をいただいて動物愛護にむけて充実させて参りたいと思います。

どうかよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

（２）座長選出

　（委員の中から座長を選出）

（座長挨拶）

皆様方にご推薦いただきましたので、本日の座長を務めさせていただきます。

市長さんがお見えの中で有意義な協議が進むようにしたいと思っております。

ご出席の皆様、どうぞご協力お願い申し上げます。着席させていただきます。

（３）協議内容

（座長）

それでは本日の協議の議題といたしまして、市当局から予定されております議題について和歌山市の動物愛護行政を今後どうしていくか、具体的なところにつきまして協議を進めていきたいと思います。

まず、和歌山市動物愛護管理連絡協議会の運営について事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

（事務局回答）

・会議内容の公開について

本協議会（意見聴取会）の公開については、事務局は議事録を出席者に確認の上、和歌山市の公式ホームページに掲載します。

なお個々からの情報発信、公開については、禁止にさせていただきたいと思います。

また今回から（本会の）座長を決めさせていただきまして、実施してまいります。

（座長）

わかりました。また、第1回目の協議会の時に委員の皆様からいくつかの問題点のご指摘のあった課題について、改善点を現場の方から説明をいただけますでしょうか。

（事務局）

・猫の登録制について

猫の登録制については現状では実施しません。

・猫に関する迷子情報、譲渡情報について

猫の迷子情報は成猫のみ掲載し、掲載期間は2週間とします。その後は譲渡情報へ掲載。譲渡情報の掲載期間は、猫の収容数により決定します。

・迷子情報の広域連携について

周辺自治体と意見交換を行い決定します。

・センター内での感染症蔓延防止について

現在（2月末まで）で猫のFIV/FeLV検査及びワクチン接種はそれぞれ255件実施しています。また今後も必要に応じて、検査やワクチン接種について実施する計画です。

犬の狂犬病予防注射は、現在保護中の犬全10頭中、飼主の明らかにいない犬7頭について接種しました。

フィラリア検査については、令和3年度から実施可能な犬について行ってまいります。

・譲渡候補動物への不妊去勢手術の実施について

猫については、不妊去勢手術実施数は2月末時点で地域猫対策対象猫145頭（総手術数219頭）実施しました。犬についても令和2年度から不妊去勢手術も実施予定です。

ただし、譲渡候補の犬猫すべてに不妊去勢手術を実施していくことは理想ではありますが、現状は地域猫対策を優先していきたいと考えておりますので、手術をすることにより、譲渡が促進されると判断したものについて実施していきたいと考えています。

（座長）

今のことについてご意見等、ございますでしょうか。

（委員）

ジステンパーとかパルボ等の予防接種等については、死に至る伝染性の病気ですので、（センター内で）蔓延した場合、非常に悪影響があるうえ外部に漏れた場合、非常に多くの犬が感染してしまう可能性があるので、人獣共通感染症ではないですがその辺も、ご検討をよろしくお願いいたします。

（座長）

ありがとうございました。

混合ワクチンにつきましては、ひとたびセンター内で伝染病が発生蔓延した場合、余計な労力（治療等）がかかってしまうという意味合いもございますので、これにつきましてもご検討いただきたいと思います。

今回、このようにして前回の協議会のことについて一つ一つ改善点を少しずつ前に向けて検討いただいている中で、真摯に対応していただいて非常にありがたいところですが、混合ワクチンについても、ぜひご検討いただきたいと思います。

次に犬猫の譲渡促進に向けた施策の検討について、このことを議題といたします。

これにつきまして、まず当局の方からご説明いただけますでしょうか。

（事務局）

現在新型コロナウイルス感染症の影響により、譲渡会が全くできておりません。

また、今年度はボランティアの皆さまのおかげをもちまして、犬については、殺処分はゼロを継続しています。しかしながら、ボランティアさんへの負担を軽減させていく方法についても検討していきたいと思います。と言いますのも、猫の持ち込み数は、毎年4月、5月から徐々に増えていって10月をピークに増加します。

その時に、収容された猫の生活環境やボランティアさんの負担を改善するために、どんな工夫ができるのかについても考えなければと思います。

（座長）

ありがとうございました。

委員の皆様からご質問或いはご提言、ご意見ございましたら、挙手をしてください。

（委員）

子猫の場合はやはり、多くのボランティアさんを含めて、いろんな方に猫をもらっていただくようにご協力いただくしかないと思いますが、動物たちを保管していくためには、今まで使われていた狭いケージも使わなければいけないかもしれません。

ただ、子猫ですので、一時的であれば少々狭いケージでもよろしいかと思うのですが、長期にわたり、あるいは今後、動物愛護法で動物を収容するケージの規格（大きさ）が決まってくると思います。

その際には、いろんなところから寄附金を集めて、今後、動物たちを健康に保ちながら譲渡できる形、もちろん、多くの人に猫を増やさない、持ち込まない、なるべく自分たちで飼い主さんを探していただくということも必要になってくると思います。

（委員）

うちの代表から動物愛護の要望書というのが出ていると思うのですが、収容猫の数を減らすというのは、やはり持ち込みを減らすことが一番大事かと思います。

それには、猫の不妊手術が一番大切なことだと考えております。

それで、私たちが関わった多くの方は、生活に困窮しているお年寄りの方、特に独居の方が多く、猫を可愛がることで寂しさを和らげている方で、周辺の住民から猫の糞尿の問題や、餌やりをするなということで、孤立してしまったり、そもそも生活に困っているので生活が成り立たなくなっているって事例が多いと感じています。

センターの獣医師さんには本当にお世話になりまして、ご尽力いただいていますが、まず生活困窮者の方、独居老人の方の餌やり、避妊手術までもちょっととても手が回らないという方に対し行政の支援いただいて、猫の搬送等については、私どもボランティアがさせていただくということをうちの代表が考えております。

（座長）

はい。ありがとうございます。

第一点として、何とか収容猫の、いわゆるアニマルウェルフェアを確立できるような方策をしていただきたい。

それにつきましては、寄附金等の皆さん方の浄財を活用するなり、また、それをもとに、また市の方で予算建てを検討いただく。動物愛護行政が逆にまた世間から批判されるということにもなりかねない、というところを踏まえてぜひご検討いただきたいと思います。

それから第二点目として、本日資料の中にも3月9日付けでこのご要望を受理したということになっているようですが、当局の方で何らかの検討、或いはそれに対する対応等ができておりましたら、この機会にディスカッションしていただけたらと思いますが、その準備は大丈夫でしょうか。

（事務局）

はい。

他部署との連携の可能性についてですが、他部署が収集した情報について、センターへの情報提供が目的外使用に該当し、個人情報の保護条例に違反することになってしまうのではないかということ、また多頭飼育崩壊が確認できたとして、その猫が飼い猫であるため、本来なら動物病院で手術をすべきであり、行政が不妊去勢手術する合理的な根拠があるとは言えないということが、問題になってくると思います。

そこで、生活困窮者自立支援法という法律に基づき、生活困窮者の自立支援の一環ということであれば、センターで手術していくことは可能なのではないかと考えています。

（座長）

ありがとうございました。

3月9日付けのご要望につきまして当局で検討していただいて、また、前向きな対応、対策を試みていただいているようです。

これにつきましていかがでしょうか。

（委員）

ありがとうございます。

確かに他職種の方々との情報共有は問題があるかなっていうのは理解できました。

ただセンターの方に相談にこられるケースが多々あると思うのですが、センターと直接やりとりができるケースについては、進めていただきたいなと感じております。

（座長）

ありがとうございました。

ホーダーさんの問題については、とても獣医学、獣医療あるいは動物愛護行政だけでは解決できない問題であると言われています。

医学的な見地であるとか、社会保障の見地であるとか、こと猫の問題、苦情の問題ということではなくて、和歌山市の総合力が問われているわけでありますので、市役所の中での動物行政、そういう縦割りではなくて、横断的な市長直轄のチームでも組んでいただいて、人をも救い、結果として動物も救われる（ものであると思います）。

動物を救うことだけに視点をおくと、とても解決策が出てこないと思いますのでよろしくお願いいたします。

（委員）

保護される猫を少なくしていくために、センターに保護される特に子猫を、少なくしていくためには、やはりセンターで保護するのではなく、受入後は一刻も早くミルクボランティアさんにお預かりいただいて、手厚くケアをするというのが一般的だと思います。

ところが、ボランティアさんのところにスムーズに回りきってないのではないかなと感じています。その辺の、ミルクボランティアさんへの子猫が入った場合の連絡体制、そういうものについての現状どんな感じなのかを教えていただきたいのですが。

（座長）

ミルクボランティアさんの件について、説明はできますでしょうか。

（事務局）

担当者によると、どこに何頭、どのミルクボランティアさんに預かってもらっているかというのは、きちっと把握しており、収容規模、能力を判断して、お願いしているということです。

（委員）

その点に関してはですね、今以上に頑張って、入ったものはできるだけ速やかにミルクボランティアさんの方に引き渡しができるようにお願いします。

（座長）

ミルクボランティアさんを必要とするようなケースは時間との勝負の時間になりますので、手遅れにならないように、迅速にそのボランティアさんとの連絡連携ができるような体制をご検討いただければありがといと思います。

それでは、要望の第二点、野良猫を減少させるための手段についての要望がありましたが、これについて市の当局から何か対応されていますか。

（事務局）

地域猫に関しては、ご存知の通り和歌山県の条例で制定されています。

県の条例の趣旨としては、その自治会や地域住民の意見を尊重した内容になっていますので、当市としても県の条例を尊重していきたいと考えています。

（委員）

ありがとうございます。

私達は月2回、野良猫相談会っていうのを開いていますが、相談の中には、何十頭という猫を手術したい、ただ資金がないので地域猫として手術をしたいという相談がよくあるのですが、地域猫にするということを周りの方のご理解も得られないといけないため、今いる猫がすぐに手術できないので、すぐ増えるという事態になります。そういう場合には、私たちはとりあえず手術しましょうという形で進めています。

少し話はずれますけども、地域猫の捕獲作業中、当該地域の方には、「せっかく捕まったから保健所に放り込んでよ。」ってよく言われますが、その時は、不妊手術をして今の猫たちだけで縄張りを守ってもらって、きちんとお掃除をする方が、「この猫たちがいなくなってもすぐにまた違う地域から不妊手術してない猫が入ってくるので、結局ますます猫が増えることになるのですよ。」というお話をさせてもらって、ご理解を得るようにしています。

それから、特にセンターに子猫を持ち込まれる方って毎回同じ方っていうパターンがすごくあると思うのです。

毎回うちの庭で子猫生むので、また（保健所に）連れて行った。私の知ってるお寺の方ですけども、「毎年子供が2回ぐらい生まれるので（保健所へ）連れて行ってる。」と言うのを聞いたことがありました。

その時に今、そういう（猫を持ち込まれた）方に親猫の不妊手術をしませんかというお声がけだけをお願いしたいなと思っています。

ただ本人さんも猫の知識がなくて、猫が年間何回出産できるのかとか、早くに取り上げられてしまうと、すぐにまた発情が始まって、また生まれることを促進するっていうものをご存知ない方もいますので、持ち込まれた時に、猫の手術とかしませんかというご提案をお願いしたいなと思っております。

またそういう場合、捕獲器の設置とか、ご理解いただけるのでしたら私どもが捕獲器設置に参ります。その方々の手術の費用を全部、私らボランティアが出すっていうのは、とてもちょっと苦しいことなので、その辺はちょっと行政の方にお願いしたいと思います。

（座長）

県の地域猫に関する条例、これにつきましては、大勢の県民のご意見を伺い、議会の承認も得、それから上程し、議会で議決されたものです。だからといって、全県民全市民の万人の了解を得るとは思いませんが、また行政の施策は、皆が賛成ということは基本的にありえませんが、議会の承認を得て、やっとできるのが条例であります。

その条例をご理解いただいた上で、市民の方にもご協力いただいている流れがありますので、この県の条例を尊重していただき和歌山市当局におかれても、どんな条例であっても、そこから枠をはみ出る、そういった事例というのも当然あるわけで、そこが、我々民間の知恵と行政の知恵で、ぜひ解決、改善をしていただきたいと思います。そういった点で、啓発事業というのが非常に重要になってくると思います。今ご指摘のあったように、何回も（猫を連れて）来るような方につきましては、個別に「助言」をしていただいて、協議会のメンバーの方の能力を活用し、十分な説明をし、ご納得をいただいて、これは猫に関する条例だけではありませんので、県民市民に守っていただかないといけない、あるいは逆に協力をいただくという姿勢で取り組んでいただくとありがたいと思いますし、そのことについては、委員の皆さんも皆協力していただけると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは3番目のセンター収容猫の譲渡条件についてのご要望。これにつきましての対応の説明をお願いします。

（事務局）

譲渡の条件として、すべての猫に不妊去勢手術を加えていく方が良いのではないかというご意見についてですが、確かに万が一、譲渡先で逃げ出した猫が不妊去勢手術をしてないとなると、数が増えることに繋がっていくということを懸念されてのご意見だと思いますが、現状、譲渡数に関しては、ボランティアさんのご協力により（前年度と比較して）多くなっています。

そこで手術をしていない猫については譲渡しない、譲渡できないっていうルールを新たに設けてしまうと、また譲渡を停滞させてしまう恐れがあると考えております。

手術済みの保護動物を譲渡の絶対条件とするのは、（譲渡数が多い現状では）まだ早計かなと思います。

（座長）

ありがとうございます。

まず、ご提案者の委員様、今の回答につきましてご意見あったらお願いします。

（委員）

おっしゃる通りで停滞に繋がるというのはわかります。

私どもも何百頭と譲渡したのですが、初めの頃はちょっと知識の不足で、里親さんになられた方に手術のチケットをお渡しして、必ず受けてもらうという約束をしていただいて譲渡していましたが、やはり譲渡先で「不妊手術はかわいそう」、「逃げちゃった」とか、そういう事例がたくさんありまして、今はほぼ100％手術してからお渡しするようにしています。

不妊手術を約束するというのは、100％は難しいと思うのですけども、そういう誓約書みたいなのはございますか。

（事務局）

譲渡する際には、必ず誓約の一つとして、飼い主に万が一何か起こった時には違う人に引き続き飼養してもらえる人を設定してもらいます。さらに動物を飼ってはいけないような建物に入居されている方にはお譲りしません。

それから動物の不妊去勢手術、その他の治療についても必ず受けていただくようにという誓約書をいただいています。

（委員）

ありがとうございます。

それと理由は不明ですが、発情がとても早くなっているように思います。

私たちの体感的に4ヶ月に入ったぐらいの子がもう発情している。飼い主さんがまだいいやろうと思っているうちに発情する。あとオス猫も発情期に脱走するっていうことがあるので、そういった知識もちょっと教えていただけたらなと思います。

（事務局）

譲渡を受ける前には必ず講習をしております。その中に、そういった情報であるとか最新の知見についても取り入れながら講習を行っていきたいと考えております。

（座長）

他の委員の方から何かありませんか。

（委員）

センターで譲渡される猫と犬すべてに避妊去勢ができれば理想だと思うのですが・・・ただ、本当にそれでいいのかっていう、違った考え方もありまして、私たちは保護や譲渡にも携わっていますが、譲渡された後の犬や猫の飼い方の指導を中心にして活動してきました。

その中で、あそこ（センター）に行けば無料でもらえる、という考え方でこられる方も実はいらっしゃいます。

また、センターでは、譲渡講習会をしていただいて、面談もあって、本当にこの人にお渡しできるかどうかっていうことは重々確認をしていただいている現状だと思うのですけれども、実際にお渡しした方の中には、経済的にあまり余裕はなくって、避妊去勢したくてもできないっていう状況で、そのまま（手術をせずに）飼い続けておられる方も実はいらっしゃいます。

相談を受けて何度もご訪問させていただいたこともあるのですが、私が思いますのは、避妊去勢を実施して渡せれば一番いいのですけど、本当にそれは行政がやるべきことなのかどうなのかっていうことです。

犬や猫を飼うっていうことは、経済的にとても負担のかかることです。健康な状態で飼うだけでも、飼料費、医療費がかかってきます。ある程度、経済的な覚悟が必要じゃないかと思います。避妊去勢をするお金は、飼い主の責任としてご負担いただくっていうのが、本来じゃないかなと思っております。

ということでセンターで譲渡できる動物の不妊去勢手術を一任するという案は、もちろんできればベストだと思うのですけど、予算のことや、人員のことを考慮するならば、そこは飼主の責任の部分ではないかと思います。

要望を出されている委員さんの所属するグループでたくさん猫を避妊去勢してくださって、譲渡も頑張ってくださって本当に感謝していますが、私も全国の愛護団体の方と交流する中で、かかったもの（必要な経費）をいただいておられる愛護団体さんもたくさんあります。

それで何とか次の猫ちゃんのためにそれを使うっていう形でやってらっしゃるところも多い。

ところが行政がやるということになりますと、そういうお金が今多分取れないシステムですよね。そうすると、財源の部分でこれから先、行き詰まってくるのではないかとも思います。

不妊去勢は必ずしてくださいということで譲渡しているのですけど、実際訪問してみますと、手術をおこなっていないということがあります。その辺は私たちボランティアも協力しながら、ご自宅に訪問させていただくとか、譲渡した後の確認というのはもう少し充実させるっていうことでカバーできるのではないかという風に感じております。

（座長）

ありがとうございました。

他の委員さんからご発言ございませんか。

市民に対して逆の不公平といいますか、無料で猫をもらって手術をしてくれて、おまけに餌もくれないかという風になってきた場合に、そんな人が猫の遺棄につながる可能性がある。そこのところ、社会に迷惑をかけないような飼い方の人に譲渡する、或いは譲渡する限りはその責任を果たしてもらうというのも、先ほどお願いしたようにいわゆる啓発であり、教育です。

その国の、或いはその街の動物がどんな扱いを受け、どんな暮らしをしているか、そこを見るだけで、その国、或いはその街の程度がわかるというふうに言われています。

そういった意味からも、和歌山市民が日本全国、世界でも輝けるような市民になる、そんなつもりで、大きなところから見ていただけたらありがたいと思います。

（委員）

今のお話に私も賛同するというか、意見として、和歌山県の動物愛護条例がありまして、ただ私も動物愛護推進員としても、関わらせてもらっていますが、やはり、ほとんどの人がよく知らないという、飼ってらっしゃる方で関心のある方は、それを知っていらっしゃいますが、本当にうちの近所でも野良猫の問題が起きまして、相当近所の方がもめたのですけれども、やはり良かれと思って（猫に餌を）やってらっしゃる方自身はやはり（条例の内容を）知らないというような現状がございましたので、私の方から県の条例をご説明して、皆さんと話し合う機会をもって何回も議論して、実際には餌やりをやめたら途端に猫が全然いなくなって、今はすごく静かな地域にはなっているのですが、そういうところからも、条例がありますけれども、浸透していないというのは感じております。

今回和歌山市の、いろいろな面で皆さんが注目というか、どうなっているのだっていうことが起きて、それを踏まえてこういった協議会ができて関わらせていただいておりますが、やはり今、非常に重要な時期でもあると思います。ですので、まず県の条例を知っていただく、それプラス、和歌山市としてこれをやっていこうというメッセージのような、踏み込んだ意気込みのようなものを市の方から発信するというのは非常に重要かと思っています。

一回目の協議会とか、今日もいろいろご検討いただいているご回答をお聞きして、ただやはり少しずつじゃないと、なかなか多分現場の皆様の、例えばスタッフの人数とか、予算とか、あと仕組みの問題とか、いろいろ大変なのだろうなと思いながら、「ここまではやりました」、「ここまではやりました」というご回答を聞くのですが、「ここまではできるけれども、ここは今物理的にはどうしても無理である」とか、もう少し具体的に「基金のこういう使い道を考えている」とか、きちんとしたデータを示していただきながら、ビジョンですよね、「和歌山市としてこうしていきたい。だけどここはちょっと難しいから、ボランティアの方とかいろんな団体と連携していきたい。」とか、まず市の方からは困難な部分と、でもやっぱり「これをやるべきだ。やっていきましょう」という意気込みのようなもののビジョンをいただきたいと前回も思った次第なので、何か「県の条例があるから・・・」というご説明ではなく、「これを踏まえて市としてはこういうことをやっていきましょう皆さんいかがですか」というような、そういったビジョンを持っていただけるとありがたいと思いました。

やはり「行政が全部やります」は絶対無理な話で、やはり市民が、本当に自分のこととして、それは犬猫が好きな人の話でしょうではなくて、動物が、本来、地域猫もなくなる社会がいいと思っています。本来、犬も猫もみんな飼い主が生涯飼うべき動物なのです。だけど、そうならない。だから本当に地域猫たちにも本当はちゃんと飼い主がいたらと思います。そういう猫（地域猫）をどんどん減らしていくべきだと思います。

地域猫の猫でしっかり管理をされていても、例えば私は前、動物園に勤めていた学芸員だったので、和歌山城動物園にもいろいろ関わっていますが、例えば、ある島では、すごく希少な野生のツシマヤマネコが、飼い猫が外をウロウロしていることで伝染病の媒介や、他の野生動物の固有種を食べてしまうといった問題を引き起こしたりとかも、いろいろ問題だと思っておりますので、人が責任を持って一つの命をちゃんと飼っていくんだっていうことが本当に当たり前になる社会となるように、何か市の方でやってくださるといいのかなと思いました。

（座長）

ありがとうございます。

他にご意見は？

（委員）

私は田辺市の方から参加させていただいていますが、和歌山市はボランティアさんが非常にがんばって譲渡をされていらっしゃることに、すごいなと思っています。

田辺市の場合はミルクボランティアさんとか譲渡に積極的に係わっているボランティアさんというのはまだまだ数少なくて、頑張っているのは地域猫の方で、まず生まれてくる猫を増やさないというところでやっていますが、確かに地域猫はハードルが高いです。

ただ、それを両方やりつつ、行政が全部手術をするということが一つの案ではありますが、先ほどの、他の委員さんがおっしゃったように、譲渡してからの啓発、死ぬまでちゃんと飼うのだよっていう部分とか、譲渡して手術終わりましたかっていう確認したところで、どういうような飼い方をしてもらえるかっていうチェックとかもできますので、やはり両方を見つつやっていくのがいいのではないかなと思います。

行政でやることは本当に素晴らしいとは思うのですが、他の委員さんの発言のとおり、「無料（ただ）やからもらうよ」、「ただやったからもういらんよ」っていうのは、あり得ると思いますので、その辺のところ、なるべく調整しつつ、皆様のお力をますますパワーアップしていただいたら素晴らしいことになるのではないかなと思います。

（座長）

ありがとうございます。

他にご発言ございませんか。

今ご発言の中にはいくつかのご提言もあって、市政に関わるような話もあろうかと思います。ここで協議するのは、（テーマが）大き過ぎて不適切かと思います。

結局何が一番の問題かと言うと、子供がその辺で捨てられている猫を拾った時に、和歌山市の子供がどういう反応をするかです。

道端で弱っている人がいても関わってはいけない、さっさと見て見ぬふりして通り過ぎないといけない、困っている人であっても関わってはいけない・・・・そんな子供が和歌山市で育っていったら、大きな社会問題にも発展しかねないと思います。

だから、こと猫の問題ではなくて、善良な市民を育てるという意味合いにおいて何とかしないといけないということで、ご理解いただきたい。

この和歌山県の地域猫の条例を制定する際にも、その話をしたとき、県議会にも理解を得られました。

だから、とにかく猫だけの問題ではなく、これは和歌山市自身の将来の問題・・・切り口がいくつかある中の一つが猫というだけであって、猫の問題だからと放置してはならないと考えます。

他にご意見ございませんか。

（委員）

和歌山市は「わうくらす」というすばらしい教育をされています。

その中でも猫はこういうふうに飼いましょう、不妊去勢手術はしないといけないということを子供たちに伝えていくことも必要かなと思います。

「わうくらす」の中では、人の命と、動物たちの命、それは素晴らしい授業で、子供たちが目を輝かせて聴いてくださっています。ですので、今、かなりの数、20校ほど、毎年増えていると思うのですけど。ぜひとも皆さん、一度その「わうくらす」に参加してみてください。非常に心動かされます。

そういうクラスの中で、ぜひとも今のお話を含めて、皆さん、子供たちの教育、将来に向かって、いろんな幅広い意味での啓発を是非ともお願いしたいと思います。

（座長）

ありがとうございました。

それで、他に何かご意見ございませんか。

和歌山県は、災害の危険性が非常に高いと言われています。

ひとたび地震や災害が起こった時には、おそらく大変な混乱が起こって、その時に、皆さんに、もう他のこと（災害支援や復興）は市役所で行うので、動物のことは何とか頼めないか、というぐらいの信頼関係を事前に築き、いったん災害が発生した場合でも速やかに連携ができるような、そういうチームづくりが必要で、地震で怪我した動物を助けるとかそんな細かいことではなく、もっと大局的にとらえて、被災した動物に対して救援活動するということは被災者支援の一環であると考えます。これは環境省も言っています。被災者の方に安全に、対策して生き延びてもらう。

或いは、泣く泣く動物を見捨てて逃げなければならないという場面も出てくるわけですが、それをいかに防ぐか・・・非常時における対応が十分にできるかどうかが、やはり世界中のマスコミと今のメディアが注視するわけですね。

和歌山市は、それこそ明日地震が起こっても不思議じゃないと言われる街でありますので、こういうチームで平時の猫や譲渡の対策、対応をしながら、万一の時には、このチームで和歌山の動物と動物飼育者、被災した飼育者たちを守り切るというぐらいのやり方を、この会で進めていただけたらありがたいと思います。

また皆さんもそれなりの役割を担っていただけると思っています。

今日予定しているタイトルについては、協議事項は以上かと思うのですが、その他という項目がありますので、何かご発言ありましたら。

（委員）

和歌山市動物愛護管理連絡協議会ってなっていますが、この中の動物というのは範囲が広過ぎるので、動物の中の何を目的するかという内規みたいな形で考えて欲しい。

それと愛護管理という形になっているんですが、何を管理するかっていうことに繋がってくると思うのです。

その辺を、大体どの動物を対象に考えているのか整理していただきたい。

あと、お城の中の動物の生態についてですが、あれだけ生息していたタイワンリスがいなくなっているということも知っていただきたい。

いろんな意味で（猫の）保護も大切ですけど、そういう、（タイワンリス等の）動物全般のことも考えていただきたい。

現実、和歌山市内でイノシシだけでも千頭以上が捕獲されている状態で、またアライグマも同様です。

この原因について調査したところ、どうも地域猫の餌を食べて異常に繁殖をしているということが分かりました。

イノシシやアライグマからはSFTSが確認されており、SFTSに感染した動物を扱った獣医さんも保護した人も実際に亡くなっています。（SFTSが）コロナ以上の死亡率のある病気であることを認識して欲しい。

市長がアライグマとイノシシの予算もきちんとつけていただいているみたいで、相当数のイノシシを捕獲しているために、今回、豚コレラ（豚熱）が出ても、和歌山市内ではさしたる被害も出ず安堵しています。

人が健康的に生活するための方法として、ある程度の規制も必要だという認識を持っていただきたい。

今までは、新型コロナよりもSFTSが全国に蔓延するということを危惧していたのですが、コロナの伝染力が余りにも強く、今、保健所の能力は限界を超えていると思います。

市長が一生懸命ワクチン集めていただいているみたいですけど、なかなか・・・僕も国立感染症研究所の関係者の1人として、（市長が）苦労しているというのはよくわかります。

だから猫のことも大切ですけど、市民全員の健康を守るということも認識していただきたい。

特に猫対策については、僕は猫の問題じゃなく、人の問題だと考えています。

その人をいかに、そういうこと（無責任な猫の餌やり）に興味を出さないような生活に持っていくのが、猫対策だと僕は思っています。

座長がいろいろ優しく説明されたので、もう僕も言うことも少ないと思うんだけど、現実、野生動物のことで、市長が頑張ってくれている観光の面でのマイナス面も出てくると思う。

コロナで全世界が懲りたように、これから動物由来の病気を極力防ぐという目的を持っていただきたいと思います。

（座長）

ありがとうございます。

ただいまのご発言に関しまして、委員の皆様或いは市当局から何か発言ございますか。

（事務局）

委員がおっしゃるご意見、ごもっともと感じております。

猫のSFTSの問題は非常に重要な問題だと思っております。

ただ、猫の殺処分をなくしていくということも、我々、犬猫を担当している部局としては非常に重要な問題であります。

できる限り何の罪もない犬や猫の殺処分をなくしていくためには、あるいは猫でお困りの市民の皆様の生活環境の悪化を防止するには、現状では地域猫という方法しかございません。それを推進していくのが我々の仕事であると考えております。

先生のご意見もごもっともと思いながらも、今後も地域猫については推進していきたいと思っております。

（座長）

ありがとうございます。

はい。どうぞ。

（委員）

私は、皆さんのように専門的なところにかかわっている者ではなくて、どちらかというと人様のお役に立てるようにということで活動をやっています。

この連絡協議会ができたのが、2ヶ月前ですよね。

それは和歌山市さんのクラウドファンディングの件で問題があったと聞いていて、私からするとですね、その目的とか会則とかを目にしていなくて、どういった形でお役に立てるのかっていうのがわからないのですね。

あともう一つは、関係の方々ばかりがここにいらっしゃるということでは、とても大切なのですよ。大切なのですが、考え方としたら、もっと幅広い形で全く関係のない方とか、そういう人に入ってもらわないと、うちうちの意見とかそうなってしまわないかなということを思うところです、

あと、今回は出席されていない委員さんから要望書が市に出されていっているということなのですが、その要望書についても、どういったところからでも、市に対してこういう要望書が出てきたらお受けして、この場で協議するのかとか、そういったことが全くわからなくって・・・大変失礼なのですが、会則とか、本当に何のための協議会なのかとか、そういったことを明確にしていただいてこそ、皆さんの目的に向かって成し遂げられるものがあるんじゃないかなと、今日思わせていただきました。

（座長）

ありがとうございます。

今のご発言に関しまして、他の委員さん、或いは当局から何かご発言ございますか。

（事務局）

会則等は検討させていただきます。次回までに検討させていただきます。

またその部分について皆さんにもご相談させていただきます。

よろしくお願いいたします。

（座長）

冒頭の市長のご挨拶にもありましたように、恐らくは全国的に有名になってしまった和歌山市の動物行政について、どうやって立て直していくかということで市民の考えを知るという場ではないかというのが一つ。

それから、この行政においても、特にその専門分化した動物愛護管理センターの業務は行政だけでは実際にとても幅が広くて回っていかないですね。

そのためには、その応援団になるようなチームが必要ということもあろうかと思います。

なにより、一旦和歌山市の動物行政の信用が地に落ちてしまった。しかし逆に這い上がるために、すごくいい機会を与えてもらえているのでは、と思います。

そこから最初に、その要綱とか会則とかがあって、細かい決まりやルールがないところが、いろいろな意見が聞けて、かえって良いのではと思います。

今みたいな貴重なご意見をいただきましたが、我々は市議会や議決機関でありませんので、各専門分野の方が、今日は欠席されている委員の方も含めて、国立感染症研究所と研究している委員の方もおられるわけですし、先ほど触れられたように人類を脅かす病気の過半数は動物由来感染症、人畜共通感染症なのですから、我々は「ワンヘルス」という考え方の上にたち、健康に生きたい、幸せに生きたいと考えるのは当たり前のことです。

また動物もきっとそう思っているはずです。

人間が幸せに生きたいのであれば、動物の健康のことも考えないといけないし、環境の健康のことも考えなアカンと思います。

「ワンヘルス」という概念の中で世の中が回りだしています。

そんな中で、和歌山市の今回のことを改めて改善していこうという姿勢を、また全国に先駆けてこういう議論を協議する場ができたということです。

おそらく日本全国どこを探しても、こういう動物の・・・猫をどうするというような話を市長さんや局長さんや部長さんが来てくれるようなことは、どこの世界にもないと思いますので、和歌山市の動物行政、市民の幸せに関する行政は日本一だと言えるような、それと地震などの災害からの和歌山市の復興すごかったなと言われるように、このチームが核になって、どんどん輪が広がっていく。逆にその今、規約がないとのことですが、市の方にも議会の方にも、市民の方にも活用してもらえるような協議を重ねていきたい。そのためにみんな仲良くなって、相手の非難をするのではなく力を合わせてできることはする。できないことは市民に任せる。そういう協議の場になっていったらいいかなと思います。

他にご発言は？

（委員）

これはちょっと、猫とかの話でも、皆さん予防注射とか検査とか、簡単に言われますけど、センターの職員は、かなりそれで苦しんいる面があります。

僕ら獣医師だからわかりますが、動物薬の販売ということでは、和歌山市には1件しかありません。その中で彼らは必死に頑張っているんです。

だから、簡単に検査してあげていないって言うけど、その辺の内輪のことですが、理解してあげて欲しいと思います。

今回のクラウドファンディングという形で精一杯いろいろアイディア出して、彼ら（センター職員）なりに頑張っていますが、手違いからいろんな形で誤解を生んでしまったというのが現状だと思うので・・・。

彼らは、動物のためにという一心で頑張っていますので、その辺を理解して、今後とも人の健康を守るということと兼ねて、多少の制約はあると思いますけど、よろしくお願いしたいと思います。

できれば、彼らに「これからも頑張ってください」という拍手を送りたいぐらいなので、よろしくお願いいたします。

（委員）

またちょっと細かい各論的なところに戻ってしまうような話なのですけれども、2点お伺いしたいことと、それから、お願いしたいこととございます。

お伺いしたいことというのは、前回の協議会で出た要望についてセンターの職員さんからこういう改善していますというご報告をいただいて、実際に私もセンターの方でお掃除をしながら、（狭い）ユニットに猫を入れないようにということで頑張ってくださっているのを見て、涙が出るくらいうれしかったです。

それと、ここには載ってないのですけれども、あの時検討課題として出た大きく私の中で引っかかっている部分としては、センターに光が入らないっていう点です。

それから奥まったところに出入口がなく、非常時にちょっと問題が起こるのではないかという点です。

その点に関して、分かる範囲で教えていただけたらなと思います。

それからもう1点あります。クラウドファンディングのお金の使い道についてご報告をいただきました。その項目を見たとき、今皆さんお手元に無いのでわかりづらいと思うのですけども、平成30年度と令和元年度にかけての項目があって、その内訳で消耗品とか医療費とか備品とかいろいろある中に、譲渡用と手術用っていう項目があるのですが、それを細かく見ていったとき、手術用に関してはクラウドファンディングで不妊去勢をするために必要だからお金をくださいって言われたために使われているのは解ったのですけども、その譲渡用と書かれているところの、例えば犬のリードであるとか猫砂であるとかペットシーツとか・・・この辺の物は犬や猫を一定の場所に管理するためには、必要最低限の費用であって、本来もともとセンターを作るということになったときに、基本的な設備費の中に入っているべきものであると思いますが、それがクラウドファンディングのところから出されているっていうのも、すごく私自身は違和感がありまして、それに関してはおそらくお金が無いので、無い部分をクラウドファンディングで補える部分を補いたいというその気持ちのこともよくわかるのですが・・・・これから先のこととしてですね、今日市長がきてくださっていますので、今はクラウドファンディングのお金がありますので、そんな形で補うということには使えると思うのですが、これから先のセンターはもちろんその保護動物が少なくなっていたとしても、（必要な経費は）必ずあると思います。その上で、そういう必要最低限のそういう設備管理のために必要なお金について、クラウドファンディングのお金がなくなってしまったときに財源をどうするのかについて、その2点教えてください。

（市長）

今日は本当に真剣な議論を聴いていて、やっぱりもう皆さん本当に実務をやられてるからこれだけ真剣な議論になるんだろうなと思って、感心して聴いていました。

座長にはうまくまとめていただいて、もう終わりかなと思ったんだけど、やっぱり答えなきゃいけないなと思うんです。

まず1点目、前回のご議論いただいた動物保護環境ですよね。

できるだけ光を取り入れられるとか換気できるとか、そういった感じだというのは、検討していこうよということで進めています。

予算建ての問題もありますので、はっきり説明できる時期になったら説明させていただきます。

それとクラウドでですね、ガバメントクラウドで集めたお金でいつまでやれるかっていう問題もあるし、本来もともと動物愛護センターをつくるっていった時に必要最低限の費用っていうのは、これは税金の中で公費として支出しなきゃいけない問題もある。

この辺はしっかり整理していかなきゃいけないなと思っています。

今回は殺処分ゼロに向けての費用をクラウドファンディングから出させてもらうということになっているんですけども、そんな中で確かにその境界のわかりにくいところがありますし、いただいた寄附金の維持の問題もあるので、これからもずっと続くような形をとっていかなきゃ、クラウドが切れた時点でレベルダウンだよって訳にはやっぱりいかないので、これはしっかり対応していきたいなと思っています。

今日もご意見いただいたんで、元々情報をいただいていたボランティアグループさんからの話で多頭数の飼育の問題ですけれども、これ、実際私も経験しているのは、各セクションで各法律に基づいて立ち入りしたりとか、個人情報をいただいたりしているので、本当にこんなの状況でできないのかなっていうところまで、難しい問題だなと感じています。

ただこれからですねやっぱり縦割りをできるだけでなくそうよっていう中では、情報共有っていうのは、できる範囲で進めていきたいなと思っていますので、これはもう貧困の問題であるとか、さっきの生活困窮の問題、そういったところとうまく連携させてやっていきたいなと思います。その辺は、これからしっかり進めていきたいと思います。

地域猫の問題・・・座長にまとめていただいたんで、非常にありがたいなと思っているんですけど、やっぱり県の条例ってものすごく議論されて、知事も大分苦労をされて作った条例だと思っているんで、これはやはり尊重して、我々どんな形で補完できるかっていうところがですね、しっかりやっていきたいと思いますので、その辺も、うちが条例を補完するって形でしっかりやっていきたいと思っています。

言われていた市のビジョンについても、やっぱり必要だと思います。そういった点もやっていきます。

それとあといただいていたのが、譲渡ですよね。

譲渡は、これはもうとにかく皆さんの力にかかっているし、我々もうこれからやっぱり譲渡するハードルを高くするのか低くするのかっていうのは、やっぱり高くするんだろうけども、あまり高くしすぎると譲渡数が減ってしまうおそれもあるので、先ほどから言われた覚悟の確認というかそういったところをしっかりやっていきたいなと思います。

後は、有害獣、外来種の提言をいただいたんですが、これ、実は鳥インフルとかいろいろ流行ったときに、健康局の今いるチームじゃないんです・・・農水の関係になってきて、それでこれはもうちょっと全庁的な問題として、人の健康にも影響を与えてくるし、そういった中で考えていきたいんで、今回のこの協議会っていうのは、やはり犬及び猫の殺処分ゼロを目指すためっていうことに限定させていただいていますので、動物愛護、動物愛護と言ってるものの、犬猫の殺処分ゼロを目指すこの協議会ってことでご理解いただければなと思っています。

いろいろご意見いただいた中で、ちょっと感想的な回答になるんですけども、よろしくお願い申し上げます。

（座長）

ありがとうございました。

ご臨席いただけるだけでもこれ全国的に珍しい話なのですけれど、そこでまた今のようにお言葉をいただきまして、市長さん、ありがとうございます。

時間も参りましたので、一応、協議会の協議としては、この辺で終わらせていただきたいと思います。

座長退任いたします。

（事務局）

座長、ありがとうございました。

これを持ちまして第二回和歌山市動物愛護管理連絡協議会を終了いたします。

まだまだたくさん課題を抱えていますので、しばらくは頻度を高めて開催したいと考えております。

皆様お忙しいところ大変恐縮ではございますが、次回は5月を予定していますので、またご案内させていただきます。

本日はいただいたご要望をきっかけに議論が進みました。

皆様方もご要望、ご提案がございましたら、事務局の方までお寄せいていただきましたら、また、次回、その次と検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。